

株式会社トラスト
「ケアサポート希望の丘」運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 株式会社トラストが開設するケアサポート希望の丘短期入所生活介護事業所（以下「当施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「当事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、当事業の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 当事業では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れはある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。
- 3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は原則として行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または、その代理人の了承を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 ケアサポート希望の丘
- (2) 開設年月日 平成 31 年 4 月 1 日
- (3) 所在地 茨城県那珂市横堀 1632
- (4) 電話番号 029-212-3325 FAX 番号 029-212-3326
- (5) 介護保険指定番号 0872600598

(従業員の職種、員数)

第5条 当事業の従業員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1 名
- (2) 短期入所生活介護従事者
 - 医師 1 名以上
 - 生活相談員 1 名以上
 - 看護師 1 名以上

介護職員 6 名以上
機能訓練指導員 1 名以上
栄養士 1 名以上

(従業員の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業に携わる従業員の管理、指導を行う。
- (2) 介護職員は、利用者の居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画に基づく介護を行う。
- (3) 生活相談員は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう生活指導を行う。
- (4) 医師、看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行い献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 短期入所生活介護の営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 24 時間、365 日

(利用定員)

第 8 条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

単独型 20 名（従来型個室 20 名）

(短期入所生活介護の内容)

第 9 条 短期入所生活介護は、短期生活入所介護計画に基づいて日常生活動作の訓練、他必要な介護を行う。

- 2 短期生活入所介護計画に基づき、食事を提供する。
- 3 短期生活入所介護計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 4 短期生活入所介護計画に基づき、入浴介助を行う。

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を(別紙)に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食材料費、レクリエーション費基本時間外施設利用料、その他の費用等利用料を(別紙)に定める利用料金表により支払いを受ける。

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

(通常の事業の実施区域)

第 11 条 通常の事業の実施区域を以下のとおりとする。

那珂市、常陸太田市、常陸大宮市、東海村、ひたちなか市、日立市
実施地域を越えて行う事業に要した交通費は徴収しない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 通所介護利用にあつたての留意事項を以下の通りとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものである。
- ・ 施設・備品の利用は、従業員の許可の上で行うこととする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、最低限に抑えることとする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、自己の責任において行うものとする。
- ・ 短期入所生活介護利用時の医療機関での受診は、緊急な場合のみ行うものとする。
- ・ 利用者の飲酒、喫煙、火気の取り扱い、営利行為、宗教活動及び勧誘、特定の政治活動、ペットの持ち込み、他利用者への迷惑行為は禁止とする。

(サービス提供の記録)

第 13 条 指定短期入所生活介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存する。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用の設備点は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・非難)	年 2 回以上
② 利用者を含めた総合避難訓練	年 1 回以上
③ 非常災害用設備の使用方法的徹底	随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時の対応)

第 15 条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(職員の服務規律)

第 16 条 職員は関係法令及び諸規則をまもり、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対して人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはいけない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

第 17 条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める当施設の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医薬器具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 事業職員に対して、事業職員である期間及び事業職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を随時行うほか、事業職員が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、事業職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。
- 3 短期入所生活介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、当事業所内の役員会においても定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(責任者:管理者)
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年 2 回)
 - (3) 虐待等に関する相談窓口の設置
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第 24 条 事業者は、利用者の身体的拘束等の適正化のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等適正化検討委員会の設置と開催
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修の実施
- (4) その他身体的拘束等の適正化のために必要な措置

付 則 この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 1 年 12 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

【別紙】料金表・加算料金表

料金は単位数×10.17 円で計算され、介護保険負担割合に応じた給付（7 割、8 割もしくは 9 割）を受け、残りが利用者負担額となります。

《要介護》

区分	単位	一割負担金	二割負担金	三割負担金
要 介 護 1	638 単位／日	649 円／日	1,298 円／日	1,947 円／日
要 介 護 2	707 単位／日	719 円／日	1,438 円／日	2,157 円／日
要 介 護 3	778 単位／日	792 円／日	1,583 円／日	2,374 円／日
要 介 護 4	847 単位／日	862 円／日	1,723 円／日	2,584 円／日
要 介 護 5	916 単位／日	932 円／日	1,863 円／日	2,795 円／日
加算	単位	一割負担金	二割負担金	三割負担金
短期入所生活介護送迎加算	184 単位／回	188 円／回	375 円／回	562 円／回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位／回	7 円／回	13 円／回	19 円／回
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の 8.3 %	所定単位の 8.3 %	所定単位の 8.3 %	所定単位の 8.3 %
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 2.3 %	所定単位の 2.3 %	所定単位の 2.3 %	所定単位の 2.3 %
ベースアップ等支援加算	所定単位の 1.6 %	所定単位の 1.6 %	所定単位の 1.6 %	所定単位の 1.6 %

《要支援》

区分	単位	一割負担金	二割負担金	三割負担金
要 支 援 1	474 単位／日	482 円／日	964 円／日	1,446 円／日
要 支 援 2	589 単位／日	599 円／日	1,198 円／日	1,797 円／日
加算	単位	一割負担金	二割負担金	三割負担金
短期入所生活介護送迎加算	184 単位／回	188 円／回	375 円／回	562 円／回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位／回	7 円／回	13 円／回	19 円／回
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の 8.3 %	所定単位の 8.3 %	所定単位の 8.3 %	所定単位の 8.3 %
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 2.3 %	所定単位の 2.3 %	所定単位の 2.3 %	所定単位の 2.3 %
ベースアップ等支援加算	所定単位の 1.6 %	所定単位の 1.6 %	所定単位の 1.6 %	所定単位の 1.6 %

《食費、住居費》

	第 4 段階	第 3 段階 ②	第 3 段階 ①	第 2 段階	第 1 段階
食費	1,650 円	1,300 円	1,000 円	600 円	300 円
居住費	2,480 円	820 円	820 円	420 円	320 円

- ※ 食費内訳：朝食 350 円・昼食 600 円・夕食 600 円・おやつ 100 円
- ※ 負担限度額認定を受けられている方は、第 1～3 段階の方です。当該認定証に記載されている食費と従来型個室の居住費が対象の負担限度額です。食費と居住費に係る負担限度額認定を受けられている場合は、必ず当該認定証を提示して下さい。 記載されている各段階別の負担限度額で請求します。

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

(要支援・要介護共通)

種類	利用料
家電(テレビ等)使用料	200 円／日
持ち込み物による電気使用量	持ち込み物 1 個につき 100 円／日
複 写 物	1 枚につき 10 円、カラー30 円
趣味活動に係る材料費など	実 費

